

- 印鑑登録申請書 (印鑑の登録を申請します)
- 印鑑登録証亡失届 (印鑑登録証(カード)を亡失したので届け出ます)
- 印鑑登録廃止申請書 (印鑑登録の廃止を申請します)

米原市長 あて

年 月 日

① 登 録 者	住 所	米原市 <small>(番地、アパート名等や部屋番号までご記入ください)</small>	登録印鑑
	氏 名		□
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	()	

② 申 請 理 由	亡失の届出または廃止申請の場合、該当するものの□にレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)を紛失した。 <input type="checkbox"/> 登録印鑑を紛失した。 <input type="checkbox"/> 登録印鑑を変更したい。 <input type="checkbox"/> 印鑑登録が不要になった。 <input type="checkbox"/> その他の理由 ()		廃止印鑑
	印鑑登録証(カード)を添付できない場合の理由 <input type="checkbox"/> 紛失した <input type="checkbox"/> どこに保管しているのか不明 <input type="checkbox"/> その他 ()		

代理人による申請の場合、下記にご記入ください。(別途、委任状が必要です。)

③ 代 理 人	住 所	米原市 <small>(番地、アパート名等や部屋番号までご記入ください)</small>
	氏 名	(印) <small>(※氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)</small>
	生年月日	年 月 日
	電話番号	()

受 領 者	氏 名			
	登録番号		登録年月日	

これより下欄は、記入不要です。

本人・代理人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	申 請 事 項	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 印鑑変更 <input type="checkbox"/> 登録証亡失	照 会 ・ 回 答	照会書発送	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード				回答期限	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 在留カード				回答書受領	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳				本人確認	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 保証書	<input type="checkbox"/> NO.				代理人確認	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 保険証	
<input type="checkbox"/>							
該 当	<input type="checkbox"/> 旧氏	旧登録証番号	旧カード	担 当	受付	照会書	交付
	<input type="checkbox"/> 通称、カタカナ表記		回収 未回収				

【注 意 事 項】

■本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類がある場合（即日登録）

- (1) 本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類がある場合、即日登録することができます。
 (例：運転免許証、旅券、在留カード、個人番号カード、障がい者手帳等)
- (2) (1) の書類が無い場合であっても、本人が来庁し、保険証等の本人確認書類および本市ですでに印鑑の登録を受けている人から本人に相違ないことを保証される書面（保証書）が提示できる場合、即日登録することができます。

【保証書】

- 保証書は、本人が自ら申請され即日登録を必要とされる場合で、官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書等の提示ができないときのみ必要です。
- 本市ですでに印鑑登録を受けている人が自ら記入してください。
- 登録証番号は正確に記入し、登録印鑑は鮮明に押印してください。

保 証 書	印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。		年 月 日	保証人の 登録印鑑
	登録証番号			
	住 所	米原市 <small>(番地、アパート名等や部屋番号までご記入ください)</small>		
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		

■本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類が無い場合（後日登録）

- 上記 (1) (2) の書類の提示ができない場合は、即日登録はできません。印鑑登録の申請の事実について、登録申請者に対して郵便により照会書を発送し、本人であることを確認しますので、登録は後日になります。
- 保険証等の本人確認書類が必要です。

■代理人が申請する場合（後日登録）

- 代理人による申請の場合は、即日登録はできません。委任状が必要になります。委任状の提出後、印鑑登録の申請の事実について、登録申請者に対して郵便により照会書を発送し、本人に登録の意志を確認してから登録しますので、登録は後日になります。
- 代理人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）が必要です。

■次に該当する場合は、印鑑登録できません

- 15歳未満の者および意思能力を有しない者
- 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏もしくは通称を表していないもの、または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたものを表していないもの
- 職業、資格その他氏名、旧氏または通称以外の事項を表しているもの
- ゴム印、プラスチック印鑑等で変形しやすいもの
- 印鑑の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- 印鑑の文字が判読困難なものや印影が鮮明に表しにくいもの
- その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの